

OECDレポートにおける二元的所得税に関する紹介②

“Fundamental Reform of Personal Income Tax” (2006) (抜粋)

- 二元的所得税は、すべてのネット所得(資本(収益)、給与、年金から控除を除いたもの)に対する比例税率による課税と、グロスの労働所得及び年金所得に対する累進税率による課税とを組み合わせる。すなわち、労働所得は資本所得よりも高い税率で課税され、控除の価値は所得水準に依存しない。
- 特に企業及び資本所得課税における課税の歪みを減少させるという政策目的が、所得税制を通じた途切れない所得再分配という目的と結びついて、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、程度は下がるがデンマークにおいて、1990年代における二元的所得税導入の背後の主な原動力となった。二元的所得税の主な指導原理は、労働所得に対する累進課税と、企業及び資本所得に対する、広い課税ベースかつかなり低率の比例課税である。
- 課税の厚生コストは税率の水準とともに増加する傾向がある。(中略)政府の税収の必要は、しばしば、すべての税率を引き下げることが不可能とする。その場合には、税率を全然引き下げないのではなく、最も移動性の大きい課税ベースに限り税率を引き下げることがより効率的であろう。資本所得に対する税率の引下げが、個人をして、その所得を勤労所得ではなく資本所得に分類させる誘因となるとしても、この引下げは、さもなければ移動性のある課税ベースは外国に移ってしまうであろうから、税収のロスと全体的効率性のロスがより大きくなるのを防ぐであろう。この場合には、二元的所得税が、国際的租税回避と脱税の問題を効率的に解決する方法となろう。
- 過去20年間の個人所得課税改革は、ほぼすべて税率の引下げと課税ベースの拡大を特徴としている。多くの国が「準二元的所得税」を導入したが、1990年代初頭にフィンランド、ノルウェー、スウェーデンで導入された二元的所得税を完全にコピーした国はない。(中略)準二元的所得税は、様々な表面税率を各種所得に適用するものであり、典型的には個人及び法人の資本は軽課され、その他の所得は高い累進税率で課税される(資本所得の全部または一部につき、勤労所得よりも低い税率を適用)。(中略)資本所得は低率であり、比例税率で課税されることが多い。